

令和7年度青森県U I Jターン就職促進交通費助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、U I Jターン就職を促進し、県内企業等の人材確保を図るため、県内就職希望者が就職活動等を行うのに要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、青森県U I Jターン就職促進交通費助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、第1号から第3号にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に参与していない者等でなければならない。

(1) 県内就職希望者

県内企業等への就職を希望する県外在住者をいう。

(2) 県内企業等

青森県内に就業場所となる事業所を開設している企業（県外に本社を置く企業を含む）及び団体等をいう。

(3) 事業所等

本社、支社、営業所、工場等の事業活動が行われている場所をいう。

(4) 就職活動等

県内企業等が県内就職希望者を採用するために実施する企業説明会（複数企業が参加する合同企業説明会を含む。）、適性試験、筆記試験、面接、インターンシップ等に参加することをいう。

(5) 地方就職学生支援事業

国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け 府地創第22号ほか）」に基づき、大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京圏内（※）に居住し、かつ本部が東京都内にある大学等の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業・修了又は在学中（卒業見込み）の者が、東京圏からの就職活動に要した交通費等の地方就職支援金について、市町村が支給する事業をいう。

（※）東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地域を除く）

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、県内就職希望者であって、県内企業等への就職活動等を行った者とする。

ただし、地方就職学生支援事業を活用できる場合には、本事業の対象としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費を支払ったことが証明できるもの

(2) 住所地が県外であることを証明できるもの

3 第1項の申請書の提出期限は、住所地から目的地までを往復した移動日が属する年度の3月19日までに、県に提出するものとする。

4 第1項の申請書の提出は、1人の申請者につき、1回を限度とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6 知事は、前条の申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、青森県U I J ターン就職促進交通費助成事業費補助金請求書（第2号様式）により行うものとする。

2 前項の請求書は、住所地から目的地までを往復した移動日が属する年度の3月31日までに県に提出するものとする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、前条の請求書を受理後に交付する。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(補助金の返還)

第 10 知事は、補助金の交付決定又は既に交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を請求するものとする。

- (1) 規則及び本要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請を行ったと認められるとき

(関係書類の保管)

第 11 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付申請及び受領を証する書類について、令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 8 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 関係） 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	県内就職希望者が、以下の①～③のいずれかに該当する県内での就職活動等のために、住所地から目的地まで往復するのに要する交通費及び宿泊費。 ① 県内企業等が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加する場合。 ② 県内企業等が県内で実施する採用試験を受ける場合。 ③ 県内で実施されるインターンシップ等に参加する場合。 ただし、次のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。 ・ 公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（説明会への参加を含む） ・ 行政機関が受入れを行うインターンシップ等に参加する場合 ・ 国が実施する補助の対象となった場合 なお、交通費については公共交通機関（鉄道・バス・航空機・船舶）を利用した場合に限るものとし、その行程は、住所地と目的地との往復に当たって最も合理的と認められる経路を対象とする。 また、企業又は他の地方公共団体等から交通費及び宿泊費の支給を受けた場合は、交通費及び宿泊費から当該支給額を控除した金額を補助対象経費とする。
--------	---

補助金の額	以下の①～④の額の合計額以内の額 ①交通費 補助対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円のいずれか低い額 ②宿泊費 補助対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか低い額 ただし、交通費と宿泊費が一体となった旅行商品を使用した場合、以下のとおりとする。 ③交通費（旅行商品） 旅行商品の総額から宿泊費相当額（6,000円）を控除した額の2分の1に相当する額又は17,000円のいずれか低い額 ④宿泊費（旅行商品） 3,000円
-------	---